PCR検査（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」)等に関する委託契約書

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第１５条に基づく調査に関する委託契約書）

　「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」又は「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」に係る診療報酬の算定要件に該当する場合において、受診者の自己負担の軽減のための措置に関する事務について、埼玉県（以下「甲」という。）とPCR等検査の実施を希望する医療機関の開設者（以下「乙」という。）との間に次のとおり契約を締結する。

　第１条　甲は、乙がPCR等検査実施医療機関においてPCR検査（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」に係る診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。以下この条、第３条及び第４条において同じ。）又は抗原検査（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」に係る診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。以下この条、第３条及び第４条において同じ。）を行った場合に、受診者のPCR検査料及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。第４条において同じ。）に係る自己負担に相当する金額又は抗原検査料及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料（初再診料などは含まない。第４条において同じ。）に係る自己負担に相当する金額の補助を行うものとする。

　第２条　甲、乙の金銭の授受は、社会保険診療報酬支払基金又は埼玉県国民健康保険団体連合会を介して行うこととする。

　第３条　乙は、PCR検査又は抗原検査を実施した場合には、甲に報告することとする。また、甲は、乙からの請求内容について疑義がある場合には、乙に対して必要な書類の提出等を求めることができる。

　第４条　乙は、本補助事業の対象に係る受診者に対して、PCR検査料及び検体検査判断料のうち微生物的検査判断料に係る金額又は抗原検査料及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料に係る金額について、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）の規定による医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した当該医療に要する費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額に係る受診者の自己負担額（他の公費負担医療との適用順については、感染症法第３７条に基づく公費負担医療と同様の取扱いとする。なお、同条に基づく公費負担医療と当該補助事業については、同条に基づく公費負担医療の適用を優先する。）を受診者に支給するものとする。その際、受診者の自己負担額と相殺することも差し支えないものとする。

　第５条　本契約は、契約日以降に実施した診療分から適用する。

　第６条　本契約の期間は、契約日から令和５年５月７日までとする。

　　この契約の確実を証するため本書２通を作成し、甲、乙、記名押印の上、各々１通を所持するものとする。

 令和　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目１５番１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　埼玉県

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　埼玉県知事　　大　野　　元　裕

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）○○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　（医療法人名）○○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（開設者役職・氏名）○○○　○○○○

≪ＰＣＲ等検査実施医療機関≫

　○○○○○